

# 板橋区施工能力審査型総合評価方式の試行に関する要綱

(平成20年11月5日区長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)に基づき、板橋区が発注する工事において、安定的な品質確保と不良不適格企業の参入防止を図るため、入札の際に工事価格及び施工能力等を総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「施工能力審査型総合評価方式」という。)を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、東京都板橋区契約事務規則(昭和53年板橋区規則第21号。以下「規則」という。)で使用する用語の例によるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 1級技術者

建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号イに該当する者をいう。

### (2) 2級技術者

建設業法第27条第1項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第7条第2号八に該当することとなるものに合格した者又は他の法律の規定による免許又は免状の交付(以下「免許等」という。)で当該免許等を受けることによって直ちに同号八に該当することとなるものを受けた者であって1級技術者以外の者をいう。

### (3) その他の技術者

建設業法第7条第2号イ、口若しくは八又は同法第15条第2号八に該当する者で1級技術者及び2級技術者以外の者をいう。

### (4) CORINS

財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービスをいう。

### (5) 工事成績評定点

板橋区工事成績評定要綱(平成19年3月30日付18板総契第383号。以下「工事要綱」という。)第5条に基づく、工事成績評定表の総評定点をいう。

### (6) 最直近の工事成績評定点

工事要綱第12条による工事成績評定通知書の通知日が、発注工事の公表を開始する日に属する月の前々月の初日以前のものから遡った最初のものをいう。

## (試行対象工事等)

第3条 施工能力審査型総合評価方式の試行対象工事は、原則として予定価格が1千万円以上の工事から選定する。ただし、国等からの補助金交付対象事業等で、特に総合評価方式での入札が必要と認められる場合は、この限りではない。

2 具体的な試行対象工事については、工事担当主管課と総務部契約管財課で協議のうえ決定する。

## (学識経験を有する者への意見聴取)

第4条 区長は、落札者決定基準を決定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる

事項について、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(1) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

(2) 落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要の有無

- 2 前項第2号の意見聴取の結果、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(施工能力審査型総合評価方式における入札方式)

第5条 施工能力審査型総合評価方式の実施は、公募型指名競争入札によるものとする。ただし、規則第5条第3項の規定により一般競争入札で実施する場合は、条件付一般競争入札によるものとする。

- 2 第7条に規定する工事成績評価点算定の基礎となる工事成績評定点のうち、最直近のものが60点未満である者は、入札参加を認めないものとする。

(評価の方法)

第6条 施工能力審査型総合評価方式の評価は、価格点、施工能力評価点、企業の地域貢献評価点を合計した評価値による。

- 2 価格点の算定は、次のとおりとする。

$$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$$

- 3 施工能力評価点の算定は、工事成績評価点、配置予定技術者資格点及び配置予定技術者実績点の合計によるものとする。

- 4 施工能力評価点の満点は18点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。

工事成績評価点：配置予定技術者資格点：配置予定技術者実績点

$$= 13 \text{点} : 3 \text{点} : 2 \text{点}$$

- 5 企業の地域貢献評価点の算定は、営業拠点の所在地点、災害協定及び活動実績点、障がい者雇用点、環境配慮点の合計によるものとする。

- 6 企業の地域貢献評価点の満点は7点とし、評価項目の点数配分は次のとおりとする。営業拠点の所在地点：災害協定及び活動実績点：障がい者雇用点：環境配慮点

$$= 3 \text{点} : 2 \text{点} : 1 \text{点} : 1 \text{点}$$

(工事成績評価点の算定方法)

第7条 工事成績評価点は、別表1に掲げる工事成績評定点の平均の区分に応じたものとする。

- 2 工事成績評定点の平均は、工事要綱第12条による工事成績評定通知書の通知日が、発注工事の公表日の属する年度及びその前3年度内のうち、最直近の工事成績評定点から順に遡った3件までの工事成績評定点を使用した相加平均とする。ただし、それら3件の工事成績評定点の内60点未満のものについては、当該工事成績評定点を0点として算定するものとする。

- 3 工事要綱第12条による工事成績評定通知書の通知日が同日の場合は、工事成績評定点が最も高い点のものから並び替え、工事成績評定点の高いものから使用する。

- 4 工事成績評定点は、板橋区が発注する工事に限り、対象とする。

- 5 前2項の工事成績評定点が皆無の場合は、工事成績評定点の平均を60点として算定するものとする。

- 6 工事成績評価点算定の対象工事は、建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示(単体企業等)(平成20年10月31日付東京都板橋区告示第369号)(以下、「告示第369号」という。)及び建設工事等競争入札参加者の資格に関する告示(組合)(平成20年10月31日付東京都板橋区告示第370号)(以下、「告示第370号」という。)別表2に掲げる業種の区分で当該発注工事と同一の業種とすることを原則とし、当該発注工事と異なる業種を対象とする場合は、起工時に指定するものとする。

(配置予定技術者資格点及び実績点の算定方法)

第8条 配置予定技術者資格点及び実績点は、配置予定技術者の資格と実績について、次のとおり算定するものとする。

- (1) 配置予定技術者資格点は、3点満点とし、配置予定技術者が、当該発注工事の建設業法上の業種について、1級技術者の場合に3点、2級技術者の場合に2点、その他技術者の場合に1点とする。複数の資格を持つ場合には、上位の資格1つについてのみ評価する。
  - (2) 配置予定技術者実績点は、2点満点とし、配置予定技術者が、同種工事について監理技術者として係わった場合に2点、主任技術者として係わった場合に1.5点、担当技術者として係わった場合に1点とし、類似工事について監理技術者として係わった場合に1.5点、主任技術者として係わった場合に1点、担当技術者として係わった場合に0.5点とする。
  - (3) 前号の同種工事は、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを、起工時に指定する。
  - (4) 第2号の類似工事は、CORINSの工事区分で原則として当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを、起工時に指定する。
  - (5) 配置予定技術者実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する。
- 2 工事完了まで配置予定技術者を変更することはできない。ただし、配置予定技術者の死亡等、区がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。この場合、変更後の技術者に係わる資格点・実績点は、変更前の技術者の保有する資格点・実績点以上とする。

(企業の地域貢献評価点の算定方法)

第9条 企業の地域貢献評価点については、第12条に規定する申請時現在で、次のとおり算定するものとする。

- (1) 営業拠点の所在地

東京電子自治体共同運営サービス電子調達サービス(以下、「共同運営」という。)において、入札参加資格で本店所在地が板橋区として登録されている場合に3点とする。共同運営において、入札参加資格で本店所在地が板橋区以外で登録され、かつ、告示第369号または告示第370号により区内事業者として区に登録がある場合に1点とする。

- (2) 災害協定及び活動実績点

区と災害時における協定の締結がある場合、または区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合は、1点とする。また、区との災害時における協定に基づき、区から出動要請を受け、災害応急対策業務を実施した者には、さらに1点を加算する。

(3) 障がい者雇用点

第1号における営業拠点で、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）43条に規定されている法定雇用障害者数以上の障がい者雇用がある場合は1点とする。

(4) 環境配慮点

前1号における営業拠点で、ISO14001、エコアクション21の認証、または板橋エコアクションに参加している場合は1点とする。

(落札者の決定方法)

第10条 入札価格が、予定価格の制限の範囲内であるもののうち、第6条第1項の評価値の最も高いものを落札者とする。

2 前1項の評価値の最も高い者が、2者以上あるときは、当該者にくじを引かせ落札者とする。

(公表事項)

第11条 施工能力審査型総合評価方式を試行しようとする場合は、発注工事の公表を開始する日において、次に掲げる事項について具体的に明示するものとする。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式の対象であること。
- (2) 提出資料の様式、提出方法
- (3) 価格点の評価方法
- (4) 施工能力評価点の評価項目及び評価方法
- (5) 企業の地域貢献評価点の評価項目及び評価方法
- (6) 落札者の決定方法
- (7) 提出書類の提出後においては、原則として提出資料に記載された内容の変更を認めないこと
- (8) 提出資料に記載された配置予定技術者は原則として変更できないこと

(施工能力審査型総合評価方式入札の参加)

第12条 入札参加希望者は、次号以降の様式を添えて、区長に対し参加希望申請を行わなければならない。

- (1) 施工能力審査型総合評価方式入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (2) 同種工事の施工実績（様式第2号）
- (3) 配置予定技術者の資格・実績（様式第3号）
- (4) 地域貢献評価について（様式第4号）

(資料の提出等)

第13条 入札参加希望者は、参加希望申請手続きを行うとともに、公表事項に基づき工事成績評定通知書、配置予定技術者の保有資格等、区の指定する必要な資料を提出するものとする。

(施工能力評価点の審査)

第14条 施工能力評価点の審査に当たっては、第11条第4号に定める公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(企業の地域貢献評価点の審査)

第15条 企業の地域貢献評価点の審査に当たっては、第11条第5号に定める公表事項において区が示した評価方法により評価するものとする。

(その他)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に総務部長が定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成20年11月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

別表 1

工事成績評定点の平均	工事成績評価点
0点～20点未満	0
20点～30点未満	1
30点～40点未満	2
40点～50点未満	3
50点～55点未満	4
55点～60点未満	5
60点	6
61点～63点未満	7
63点～65点未満	8
65点～67点未満	9
67点～70点未満	10
70点～75点未満	11
75点～80点未満	12
80点～100点	13

## 施工能力審査型総合評価方式入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 東京都板橋区長

申請者

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

受付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成 年 月 日付で入札の公表のありました「(件名)」の競争に参加する資格及び評価項目について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 様式第2号「同種工事の施工実績」
- 2 様式第3号「配置予定技術者の資格・実績」
- 3 様式第4号「地域貢献評価について」

### 【区記載欄】

価格以外の 評価点	工事必要評価点(A) / 13	配置予定技術者点(B) / 5	地域貢献評価点(C) / 7	合計
--------------	--------------------	--------------------	-------------------	----

## 同種工事の施工実績

申請者の商号又は名称 \_\_\_\_\_

項目 / 番号		1	2	3
直近の 工事 実績	工 事 件 名			
	契 約 番 号			
	業 種			
	契 約 金 額			
	工 期			
工 評 事 定 成 通 績 知 書	総評定 点			
	成績評定通知日			

案件は、板橋区が発注した同業種の工事のうち、直近3件の案件を記載してください。

1から成績評定通知日が新しい順に記載してください。

最直近工事の成績評定点が60点未満の場合は、総合評価方式の入札に参加できません。

工事実績として記載した工事の契約書の写しを添付してください。

工事成績評定通知書の写しを添付してください。

【区記載欄】

工事成績評価点	成績評定通知書添付欄	総評定点の合計	総評定点の平均	工事成績評価点(A)  / 13
---------	------------	---------	---------	------------------------

配置予定技術者の資格・実績

申請者の商号又は名称 \_\_\_\_\_

配置予定技術者氏名		
監理技術者資格 (監理技術者必要な場合のみ)		[取得年及び登録番号] 第 号 年 月 日
資格	法令による免許 (いずれかに ) ([]内に技術者の区分を記載)	1 1級技術者 [ ](3)
		2 2級技術者 [ ](2)
		3 その他の技術者[ ](1)
配置 予定 技術 者の 実績	工 事 件 名	
	CORINS 番号	
	契 約 金 額	
	工 期	
	同種・類似の分類 (いずれかに )	1 同種工事 ・ 2 類似工事
	実績工事の従事役職 (いずれかに )	1 監理技術者 (2) ・ (15) 2 主任技術者 (15) ・ (1) 3 担当技術者 (1) ・ (05) 4 実績なし又は実績工事の証明ができない場合 (0)
	高さ・長さ・面積等 工事の概要	

技術者の資格を証明する書類を添付してください。

配置予定技術者の工事実績は CORINS に登録されたもののみ記載できます。

技術者の実績に記載した工事内容がわかる CORINS 工事カルテの写しを添付してください。

【区記載欄】

配置予定技術者点	資格点 / 3	実績点 / 2	配置予定技術者点(B) / 5
----------	------------	------------	--------------------

様式第4号(第12条第4号関係)

地域貢献評価について

申請者の商号又は名称 \_\_\_\_\_

営業拠点の所在地 (いずれかに )	1 区内に本店あり(3) 2 区内に支店あり(1) 3 区内に本店・支店なし(0)	
災害協定締結 (いずれかに )	1 協定なし(0) 2 協定あり(1) 協定等の名称: _____ 区との締結者(団体名): _____	
災害協定による活動実績 [区が業務費用を支払った場合のみ] (いずれかに )	1 活動実績なし(0) 2 活動実績あり(1) 区からの要請日: 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 区要請部課所名: _____	
障がい者雇用 (いずれかに )	1 法定雇用率以上(1)	
	2 法定雇用率未満(0)	
	3 雇用なし(0)	
環境配慮	ISO14001 (いずれかに )	1 無(0) 2 有(1) 認証機関登録番号 ( _____ )
	エコアクション 21 認証 (いずれかに )	1 無(0) 2 有(1) 認証・登録番号 ( _____ )
	板橋エコアクション参加 (いずれかに )	1 無(0) 2 有(1) 活動レベル ( _____ ) 利用者コード( _____ )

「ISO14001」が有の場合は、登録証の写し、「エコアクション 21 認証」が有の場合は、認証・登録証の写し、「板橋エコアクション参加」が有の場合は、活動確認書の写しを添付してください。なお、活動確認書が交付されていない場合は環境配慮点の加算はありません。

【区記載欄】

地域貢献評価点	所在地	災害協定及び活動実績	障がい者雇用	環境配慮	地域貢献評価点(C)
	/ 3	/ 2	/ 1	/ 1	/ 7